

# 大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱

## ○大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成25年5月28日

教育委員会訓令第2号

改正 平成25年10月1日教委訓令第3号

平成26年6月1日教委訓令第4号

平成29年3月27日教委訓令第2号

(趣旨)

第1 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条の規定による小学校、中学校又は義務教育学校の特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）に就学し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、就学に必要な奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2 就学奨励費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、大町市立学校（以下「学校」という。）に就学している児童等の保護者で、次のいずれにも該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第2条に基づく要保護者及び大町市就学援助費支給要綱（平成4年教育委員会訓令第1号）に基づく準要保護者を除く。

(1) 特別支援学級に就学し、又は学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童等の保護者

(2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条に規定する収入額が、同条に規定する需要額の2.5倍未満の世帯に属する者

(支給対象経費等)

第3 就学奨励費の支給対象経費、支給の内容及び支給対象学年は、別表のとおりとする。

(支給額)

第4 就学奨励費の支給額は、国の定める額を限度とし、第3に定める当該各経費の2分の1に相当する額（通学に要する交通費にあつては、全額）とする。

(申請)

第5 就学奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第1号。以下「調書」という。）を児童等の就学する学校の校長（以下「校長」という。）を通じて教育委員会へ提出しなければならない。

(支給の認否)

第6 教育委員会は、第5第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、支給の認否を決定し、当該学校長を通じ申請者に通知するものとする。

(支給期間)

第7 就学奨励費の支給期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱

2 支給期間の中途において就学奨励費の支給の認定をした場合は、教育委員会が認定した日が月の15日以前のときはその月から、16日以後のときは翌月から支給を行うものとする。

3 支給期間の中途において就学奨励費の支給の認定を取り消した場合は、取消日の属する月の翌月（取消日が初日である場合にあっては、その月）から支給を行わない。

（権限の委任）

第8 学校長は、就学奨励費の支給認定を受けた保護者（以下「受給者」という。）が提出する特別支援教育就学奨励費受領管理委任状（様式第2号）に基づき、就学奨励費を代理受領できるものとする。

2 前項の委任状は、学校長を通じて教育委員会へ提出するものとする。

（支給方法等）

第9 市長は、第4に規定する就学奨励費を当該児童等の就学する学校長に3期に分けて交付するものとする。

2 前項の規定により就学奨励費の交付を受けた学校長は、速やかに受給者に就学奨励費を支給しなければならない。ただし、受給者が支給される金銭を紛失、浪費又は目的外に使用するおそれがある場合は、児童等に直接金銭又は現物をもって支給することができるものとする。

3 学校長は、受給者から書面による申出があったときは、その者に対する就学奨励費の全部又は一部をその者名義の口座へ振り込む方法（以下「振込み」という。）により支給することができるものとする。

4 前項の振込みによる支給については、学校長からの依頼により市長が行うものとする。

（報告事項）

第10 学校長は、児童等が支給期間の中途において転学又は死亡等により就学奨励費の支給を必要としなくなったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（就学奨励費の返還）

第11 教育委員会は、虚偽その他不正な手段により就学奨励費の支給を受けた者に対して、既に支給した就学奨励費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（個人別支給明細書の備付け）

第12 学校長は、児童等に係る特別支援教育就学奨励費個人別支給明細書（様式第3号。以下「支給明細書」という。）を備え付け、事業終了後速やかに支給明細書を教育委員会に提出し、その確認を受けなければならない。

（委任）

第13 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年10月1日教委訓令第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

## 大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱

附 則（平成26年6月1日教委訓令第4号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月27日教委訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱の規定により、大町市立美麻小学校第5学年として新入学児童生徒学用品費・通学用品費購入費の支給を受けた者については、改正後の大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱の規定による新入学児童生徒学用品費・通学用品費は支給しない。

別表（第3関係）

支給対象経費	支給の内容	支給対象学年
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に定める学校給食費	全学年
通学に要する交通費	児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費。ただし、遠距離通学費補助金の交付の対象となる児童等の通学費は除く。	全学年
修学旅行費	児童等が参加する修学旅行に関する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行損害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費、旅行取扱料等の額	修学旅行を実施する学年
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童等が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科	全学年
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童等が学校行事として宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科	全学年
学用品購入費	児童等が通常必要とする学用品の購入費	全学年
通学用品費	児童等が通学のため通常必要とする通学用品の購入費	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の支給対象とならない学年
体育実技用具費	学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道、剣道、スキー又はスノーボードの用具に限る。）であって、当該授業を受ける児童等全員が個々に用意することとされているものの購入費	小学校第1学年から第3学年まで及び小学校第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー又はスノー

大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱

		<p>ボード用具          中学校第1学年から第3学年までの期間にあつては、左に掲げる用具のうち、いずれか1つの用具          ただし、大町市立美麻小中学校にあつては、それぞれそれらに準ずる期間とする。</p>
拡大教材費	弱視の児童等が授業において使用する拡大教材又はその購入費	全学年
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	<p>学校に入学（義務教育学校後期課程においては進級も含む。）する者（年度の当初において支給の対象として認定された児童等に限る。）が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費。          ただし、小学校（義務教育学校にあつては前期課程）及び中学校（義務教育学校にあつては後期課程）それぞれ1回を限度とする。</p>	<p>小学校及び中学校の第1学年。ただし、大町市立美麻小中学校にあつては第1学年及び第8学年を対象とする。</p>

# 大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱

様式第1号(第5関係)

## 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調査書

(整理番号) No.

保護者等氏名		住所 自治会名( )		児童・生徒氏名		学校名・学年(特別支援学級名)等		※ 都道府県の地区区分 (1、1、1、1、1、1、1、1) 増徴の地区区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2		学校印
世帯の収入状況		世帯の状況(前年2月末日現在)				需 要 額 等				
		氏 名	生 年 月 日	在学学校名・学年 (特別支援学級就学の有無)		教育扶助基準			生活扶助基準	
所得控除前の計	円		年 月 日 ( 歳)		通学費 円	※ 学給金費 円	※ 基準額 円	※ 第1期 円	※ 期末一時 見直し費 円	※ 第2期 円
所得控除後の計	A		年 月 日 ( 歳)							g (他)奨励費助成額 円
所得控除後の計	B		年 月 日 ( 歳)							h 住居扶助基準 円
所得控除後の計	C	※	年 月 日 ( 歳)							i 需 要 額 (a~hの合計) 円
所得控除後の計	D	※	年 月 日 ( 歳)							収入額 需 要 額 円
所得控除後の計	E	※	年 月 日 ( 歳)							
収入額(E)	F	※	合 計		a	b	c	d	e	
通学費 明細	※通学費と親と者ごに記入すること				特記事項				支所区分 <input type="checkbox"/> I 段階(令課税番号該当) <input type="checkbox"/> II 段階( 第2号 ) <input type="checkbox"/> III 段階( 第3号 )	

(注) 保護者等は、太枠内のみご記入ください。

# 大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱

様式第2号（第8関係）

年度 特別支援教育就学奨励費受領管理委任状

年 月 日

大町市教育委員会 殿

申請者（保護者）

氏名 印

住所

私は、大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づく就学奨励費の請求、受領管理の権限を大町市立\_\_\_\_\_学校長\_\_\_\_\_に委任いたします。

児童・生徒

学 年	児童・生徒氏名	委 任 期 間	備 考

上記委任について承諾いたします。

年 月 日

大町市立

学校長

印

# 大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱

様式第3号(第12関係)

年度 特別支援教育就学奨励費個人別支給明細書

(特別支援 ・ 令第22条の3)

No. \_\_\_\_\_

学校名		保護者氏名		保護者の住所						
学年・学級名		児童氏名								
区	分	学 校 給食費	修 学 旅行費	校 外 活 動 費		学用品 購入費	新入学 学用品	通学用 品購入	体 育 実 技	合 計
				宿泊有	宿泊無					
支 給 額	第1期	年 月 日								
	第2期	年 月 日								
	第3期	年 月 日								
	計									
備 考							確 認 欄			
							回	担当者印	校長印	教育委員会印
							1 回			
							2 回			
3 回										
										年 月 日

## 大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱

様式第1号（第5関係）

様式第2号（第8関係）

様式第3号（第12関係）